

平成 30 年度
ダム管理技士の登録と登録更新
について

平成 30 年 4 月

一般財団法人 水源地環境センター

1. ダム管理技士の登録と登録更新

ダム管理技士試験に合格された方が、所定の申請を行えば、ダム管理技士登録簿に登録されることにより、ダム管理技士として認定され、ダム管理技士の称号を取得することができます。これまで登録されたダム管理技士は、多くの方が河川管理者の管理しているダムにおいてダム管理業務に携わって、第一線で活躍しています。

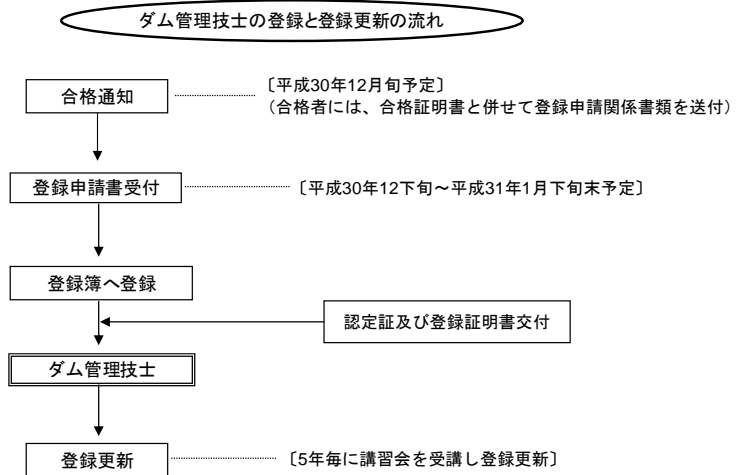
2. 登録

ダム管理技士登録簿に登録されることにより、一般財団法人水源地環境センター（以下、当センター）の理事長からダム管理技士の称号が付与され、ダム管理技士として認定されます。登録を受けようとする方は、当センターに所定のダム管理技士登録申請書を提出する必要があります。

認定された方には、当センターからダム管理技士認定証及びダム管理技士登録証明書を交付します。

なお、ダム管理技士の登録は任意です。登録の有無に関わらず、ダム管理技士試験合格の効果に変わりはありません。

登録料 10,000 円（消費税込み）



3. 登録の更新

ダム管理技士登録の有効期間は5年です。5年毎に所定の登録更新講習会を受講した方について、登録を更新します。

なお、ダム管理技士の資格は満70歳に達する年度の年度末をもって消滅しますので、65歳以上の方が登録更新された場合の有効期間は5年より短くなります。

登録更新料 15,000 円（消費税込み）

この「登録更新講習会」は、「土木学会 CPD プログラム」として認定されています。



4. ダム管理技士名簿

ダム管理技士試験制度は、ダム管理についての技術能力を有する者の資格を認定する制度として平成元年度に創設され、平成30年3月末現在で1,132名が登録しております。

当センターでは毎年新たに登録され、名簿に記載することを承諾いただいた方々を追加更新したダム管理技士名簿を作成し、ダム管理関係者等に送付してダム管理技士の活用をお願いしております。